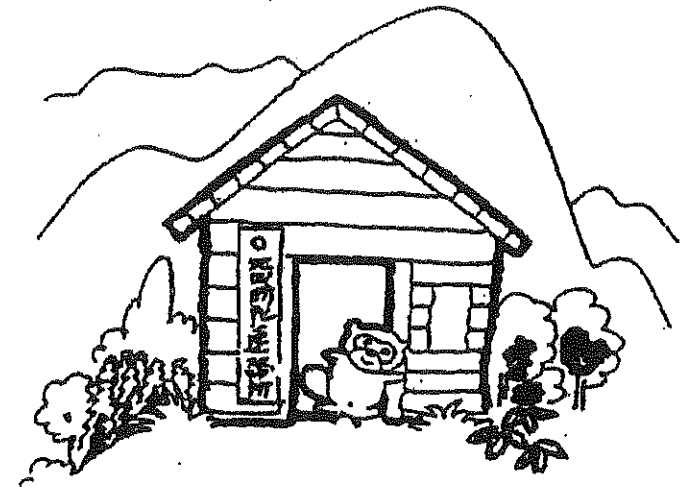


地域防犯連絡所

のみなさんへ

ご協力とお願い



泉 警 察 署

泉 防 犯 協 会

1. 地域防犯連絡会の制定と趣旨

(1) 以前までの制度について

これまでの防犯連絡所は、昭和40年代の急激な都市化の進展に伴う犯罪情勢の悪化に的確に対処し、地域の人々の自主防犯体制を確立するため設置されていました。

また警察官立ち寄り所は地域警察活動の拠点、住民浸透の窓口として設置されていました。

この両制度は、昭和45年から運用され地域の皆さまのご協力をいただいていたりました。

(2) 両制度の統合

両制度の発足後23年が経過し、時代の変遷とともに犯罪の態様、県民のニーズも多様化し、これらに的確に対応した運用が強く望まれ、また活動内容にも共通点が多いことから両制度を統合し警察と地域住民を結ぶ相互情報交換の総合的窓口として、かつ自主地域活動の拠点として運用して県民の安全と平穏な生活の確保を図ろうとする目的で平成5年4月に制定されました。

2. 選出基準と任期

(1) 選出基準

おおむね町内会（自治会）並びに地域警察官の受持区単位に各1箇所です。

その他警察署長が特に必要と認めた地域にもうける事が出来ます。

(2) 委嘱

地域の信望が厚く実践活動を推進できる適任者を、署長及び防犯協会長連名の委嘱状を交付して委嘱します。

○町内会の役員

○その他署長が必要と認めた者

(3) 解嘱

署長及び防犯協会長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは解嘱することが出来ます。

○町内会役員の中から委嘱された者が、任期中に町内会の役員の身分を喪失したとき。

○本人が連絡員を辞退したとき。

○長期の疾病等により活動できないとき。

○その他連絡員としての適格性を欠くとき。

(4) 任期

1年（再任可）

※任期途中で連絡員が変わる場合は、後任者を警察で選出しますので連絡してください。

その際表示板を警察に返納して下さい。



3. 地域防犯連絡所のしごと

地域防犯連絡所のみなさんは町内（自治）会とよく連絡して下さい。

地域安全について話し合い！



いろいろな会合の機会を利用して次のような事を話し合しましょう！

- 留守にする時は、ちょっとの間でも隣近所への頼み合いをしましょう。
- 見かけぬ人（訪問者）には「声かけ」をしましょう。（どちらにおいでですか？）

○近くで起こった事件事故に対し、これを防ぐのにはどうしたら良いか？

- 子供の遊び場に、有害な者や危険なものはないか。
- 防犯灯の必要なところ、故障しているところはないか。
- 不良少年のたまり場はないか。
- 非常の場合の連絡方法はどうか。

等を話し合い、明るい犯罪のない街づくりのため活動をお願いします。

※警察や防犯協会の行う地域安全活動への協力をお願いします。

※広報紙の回覧ポスターの掲示

防犯上のいろいろな印刷物が警察や防犯協会から配布されます。これらを町内会に配ったり回覧していただきポスターは見やすいところに掲示をお願いします。

※警察への連絡

町内で次のような事があったら110番か泉警察署に連絡して下さい。

- 犯罪や事故が発生したことを知って下さい。
- 犯罪や事故が発生したことを知ったとき。
- 犯人として追跡されている人や、挙動が不審な人を発見したとき。
- 幼い子供に声をかけ連れ去ろうとしている者をみかけたとき。
- 迷子などで保護を必要とする者をみかけたとき。
- 盗品を思われる物を発見したとき。
- その他犯罪や事故に関係があると思われることをみかけたとき。

4. 地域防犯連絡所の表示板

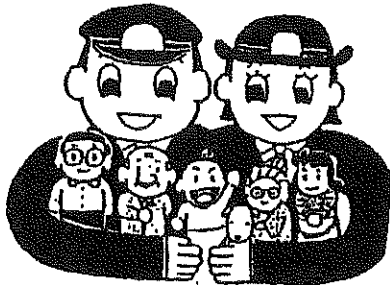
連絡所を表示する表示板は、見やすいところに取り付けて下さい。

番号は地区別の一連番号をつけています。

5. 活動を進めるにあたって

地域防犯連絡所の皆さんが活動を進めるにあたっては、次の事に注意して下さい。

- 誠意と親切をモットーにする。
- プライバシーを尊重し秘密を守る。
- 防犯知識を身につける。
- 地域の実情をよく知る。
- 連絡は早めにする。



泉警察署管内で犯罪の

ない明るい街づくりの

ため皆様方のご協力を

お願いします。

明るく住みよい社会へ
みなさんのご協力を！